



無国籍ネットワーク
Stateless Network

News Letter

無国籍ネットワーク・ニュースレターの発行

無国籍ネットワークの法人化にともない、ニュースレターを発行することになりました。ご支援いただいている会員の皆さまに、活動の報告やイベントのお知らせなどを行っていききたいと思います。

今回は第1号ということで、新たなスタートへの意気込みを示しつつ、最近の活動などについてお知らせいたします。

法人化し、新たなスタート……………陳 天璽
無国籍者の支援を通して……………小豆澤 史絵
ジュネーブで難民支援 NGO の年次協議会参加……………小田川 綾音
すてねとカフェ in 大阪……………丁 章
在日ビルマ人による無国籍ワークショップ……………付 月
今後のイベント・総会のお知らせ

法人化し、新たなスタート

代表 陳天璽

はじめに

おかげさまで、無国籍ネットワークは特定非営利活動法人として登記を無事終え、9月より正式に法人団体として再スタートしました。5月の設立総会にお越しくださり会員となった方々はもちろんのこと、2009年1月同団体の発足以来、皆さまからの変わらない温かいエールとご支援に、心より感謝いたします。

無国籍という看板を背負って

世界的に見ても、無国籍を団体名に掲げ、無国籍の人びとを主たる支援対象としている団体は稀です。2011年6月末、ジュネーブで開催された国連難民高等弁務官事務所主催による各国の難民支援NGO団体との年次協議会（UNHCR Annual Consultations with NGOs 2011）において、無国籍者を主眼に置いた我が団体の設立と役割に、世界各団体から大きな期待が寄せられました。私たち無国籍ネットワークは大きな責務を担っていると実感しました。そのためにも、無国籍問題をしっかりと見つめ、この問題を世に問い、一人でも多くの人が無国籍問題の真相を認識し、国籍の有無にかかわらず、誰でも平等な人権が守られる社会を築くため、日々努力していかねばと意を新たにしました。



設立総会 (2011.5.22 / 横浜)

無国籍条約 50 周年と日本

法人化した今年 2011 年は、奇しくも、国連総会において「無国籍の削減に関する条約」が採択され 50 周年を迎える記念すべき年です。残念ながら、日本は同条約の締約国ではありません。しかも、日本には、無国籍者を保護するための公的制度がありません。日本において無国籍者の問題は放置され、社会の片隅に隠されたままになっているといっても過言ではないのです。

無国籍に寄り添うこと

世界には無国籍者が 1,100 万人以上、そして、日本にも多くの無国籍者が暮らしています。国籍がない人は、自分は何者だろうと悩んだり、出生、結婚、就職、海外旅行など、人生のいたるところで壁にぶつかります。その精神的、物理的ストレスは看過することができません。無国籍ネットワークは、無国籍の人たちや国籍の問題で悩む人たちが、国籍の有無で差別されることなく、より暮らしやすい社会になるよう、一人一人と向き合い、ともに考え、行動することを目的として設立しました。

一人でも多くの無国籍者が、明るい未来を歩むことができるように、無国籍に関するさまざまな問題に取り組み、日本及び海外に発信し、社会的認知を高め、無国籍者の支援に取り組んでいきたいと考えています。どうか、これからも、皆様の末長い支援とご指導をよろしくお願いいたします。

無国籍者の支援を通して

副代表・弁護士 小豆澤 史絵

無国籍者との出会い

今から約4年前、神奈川大学法科大学院が主催する国際人権問題を扱う無料法律相談に3人の男性がやってきました。当初「ベトナム難民の人たちの在留資格の相談」と聞いて相談に臨んだのですが、しばらく彼らの話を聞いていく中で、彼らには日本での在留資格がないばかりか、どこの国にも国民として登録されておらず、日本から出ていく先すらないという事実を知ったのです。

私は目の前の3人に国籍がないという事実にとだ驚くと同時に、「どこにも行けないのであれば、日本にいさせてあげるしかないじゃない。」という極めて素朴な発想で、彼らを支援することを即断しました。しかし在留資格取得の困難さは、私の予想を遥かに超えるものでした。

無国籍となった背景

彼らの両親あるいは祖父母は、年代はそれぞれ異なりますが、いずれもベトナム国内の戦乱を逃れるため国境を越え、ラオスを経由してタイへ入国しました。両親や祖父母は「ベトナム難民」として一定の居住地域に住むことを強いられ、そこで様々な差別を受けながら彼らを産み、育てました。

当時のタイの法律によって出生と同時にタイ国籍を得られなかった彼らは、タイ政府から「ベトナム難民」と認定され、満足な教育を受けることもできず、職業も制限され、貧しい生活を強いられていました。そうした中で1990年代の初め、日本への出稼ぎブームの流れにのり、家族を助けるために彼らも日本に行くことを決意したのです。

永遠の片道切符

日本へ行くといっても、タイ国籍を有しない彼らは自分の名前でパスポートを取得することはできません。そこでブローカーから他人名義の偽造パスポートを入手し、日本に入国しました。このとき彼らは、今後二度とタイに戻れなくなるなどとは夢にも考えていませんでした。日本での在留資格がない以上、いずれはタイへ戻されると考えていたのです。ところが実際に入管に捕まってみると、タイは彼らの再入国を拒否しました。彼らは再入国許可を得ずに不法に出国したため、タイにおける在留資格を失っていたのです。

こうして彼らは行き場のないまま、最終的に仮放免が許可されるまで、長い人では2年以上にわたり、入管の施設に収容され続けることになったのです。

困難な問題解決

当初3人だった相談者は、あっという間に20名近い人数になりました。その中で、既に入国管理局から退去強制命令が出ているが、送還できずに仮放免になっている人達と、まだ入管に出頭していない人達の二つのグループがありました。まだ出頭していない人たちについては、いつ入管や警察に摘発され収容されるかわからないので、私は後者のグループの手続きを優先し、書類をまとめて在留特別許可を申請することから始めました。

ところが、そのうちの一人Wさんが、私との打ち合わせの数日前に入管に逮捕されてしまったのです。知らせをきいて入管に面会に行きましたが、手続きには一切通訳がつかなかったとのことで、「サインした」ことは分かりましたが、どのようなやり取りが行われたのかは全く分かりませんでした。またこのときの面会で、同じ立場のDさんが収容されていることが分かりました。

私は彼らの出頭に同行するたびに、「送還もしない。ビザも与えない。それでは一体どうしろと言うのですか！」と訴えてきました。しかし入管の担当者は、「帰国困難というだけでは日本で在留許可を与える理由になりません。」という答えを繰り返すばかりでした。しかも送還が困難であることを承知しながら「逮捕・退去強制令書発付・長期収容」という対応が繰り返されることに、なんとかしなければと焦りが募りました。

そこでWさんDさんを原告として、退去強制令書発付処分取消訴訟を提起することにしたのです。

裁判での完全勝利

裁判の内容はかなり専門的になってしまうので省略しますが、入国審査官の尋問を通して、いかにずさんな手続きが行われているかを明らかにすることができました。そして東京地方裁判所は私たちの言い分を全面的に認めて、二人に対する退去強制令書を取り消したのです。国は控訴しましたが、東京高等裁判所も私たちの言い分を認め、国の控訴を棄却しました。

こうして退去強制令書は取り消されましたが、DさんやWさんに在留資格が与えられるわけではありません。手続きが巻き戻されても、在留特別許可の結論が出るには相当長期間待たされることを覚悟していました。ところが思いがけないことに、判決確定後1カ月余りでDさんとWさんに在留特別許可が出たのです。

更に判決後、新たにUさんが入管に逮捕されたとの知らせを受け面会に行きました。Wさんのときには、通訳もつかず、逮捕の3日後には退去強制令書が発布されていまいした。しかしUさんの手続きにはすべてタイ語の通訳が付き、口頭審理(日本への滞在を希望するための手続き)も請求されていました。さらに仮放免を申請するとわずか1週間で許可されました。

こうして、訴訟を通して一定の成果は得られたものの、DさんとWさん以外の人の状況は依然変わりませんでした。ところが今年3月頃から、続々と「ビザが出ました」という報告が入るようになったのです。

今後の支援に向けて

こうして支援を始めてから3年以上の時間がかかりましたが、在留資格という最低限の目標は達成しつつあります。もっとも、理由は全く定かではありませんが、50代の男性数名には未だ在特の許可が出ていません。また、交通違反での逮捕歴がある事例等では在特はかなり困難であることから、引き続き支援が必要です。

在留資格を得た人達については、早速再入国許可証を持ってタイへ一時帰国し、家族との再会を果たした人たちもいます。国民健康保険に加入できて安心したという人、運転免許を取りたいと話してくれた人もいます。こうした当たり前のことがようやく可能になったことに、代理人として心から嬉しく思いますが、一方で今後、当たり前の生活の中に立ちほだかる「無国籍」という壁に彼らが直面することが懸念されます。

無国籍ネットワークの一員として

4年前は無国籍という問題を全く知らなかった私ですが、彼らの問題を何とか解決したいと走り回る中で様々な出会いがあり、気がつけば、無国籍ネットワークの副代表になっていました。

この間、代表の陳さんの目覚ましい活躍のおかげで、日本でほとんど知られていない無国籍の問題に、少しずつですが光が当たるようになりました。他の団体とのネットワークも広がり、国籍の問題を抱える様々な人々からの悩みも寄せられるようになりました。そして今年9月、無国籍ネットワークは特定NPO法人となりました。これからますます活動の幅を広げ、無国籍者の方々に寄り添った活動を行っていきたいと思います。

ジュネーブで難民支援 NGO の年次協議会参加

事務局長・弁護士 小田川 綾音

2011年6月、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と難民支援 NGO の年次協議会に参加しました。今年は、「難民の地位に関する条約」60周年と「無国籍者の削減に関する条約」の50周年にあたります。そのため、無国籍の問題についても、様々なところで強調して語られている印象を受けました。

無国籍に焦点をあてた分科会では、3人のスピーカーが発表しました。内容は、以下の通りです。

- ① 東南アジアにいる無国籍の子ども達、たとえばマレーシアのサバに
いるフィリピンからの移民から生まれた無国籍の子どもが苛酷な労働に
搾取され、あるいは人身売買の被害者になりやすく、収容と送還の危
険にさらされ、教育を受ける機会を剥奪されていること。
- ② ケニアにいるヌビアの子ども達は国民としても外国人としても登録さ
れることなく無国籍であり、身分を示す文書を何ら持たないため、
学校に行くこともできず、高等教育を受ける機会も剥奪されているこ
と。こうした子ども達に対する人権侵害行為は、近時、アフリカ子ども
の権利福祉専門家委員会から、アフリカ子どもの権利福祉憲章に違
反するとの仮決定がでたこと。
- ③ ソ連邦の崩壊に伴い無国籍になった女性が、20年間無国籍者とし
て生きてきて、無国籍というだけで様々な困難に直面し、特に国境を
越えた移動をする際には大変な苦労があったこと、などでした。

無国籍ネットワークは、協議会の場で機会をとらえては、日本にも無
国籍者がいて、無国籍の問題があることを訴え、彼・彼女らを支援する
団体が日本にあることを発信してきました。そして、各国のたくさんの難
民支援 NGO と情報や意見を交換し、交流することができました。驚いた
ことに、無国籍者に焦点をあてて活動する団体は各国でもあまり存在し
ないため、国際的にみても私たちの団体が存在する意義は高いという
ことでした。

これからも、着実に無国籍者の方々をサポートし、無国籍問題につ
いて発信していきたいと思います。

第3回すてねとカフェ in 大阪

2011年7月18日 15:00～17:00 喫茶美術館

運営委員 丁 章

当日は総勢20名が参加し、在日コリアン、文学者、ジャーナリスト、
法学部の学生、難民支援者、精神科医、宗教者など、多彩な顔ぶれが
集まりました。

まず代表の陳天璽から、このたびの法人化に至る経緯と、ジュネー
ブでの反応、今後のすてねとの方針として、日本政府に無国籍者認定
制度を求めてゆく意向であることなどが語られました。次にグエンティ・
ホンハウさんが自らの体験をもとに無国籍者としての切実な想いを語っ
てくださいました。人間存在の足元を見詰めた、じつに文学的な心に響
くお話でした。

お二人の話に刺激を受けた参加者の皆さんが、各々の立場からの
質問や意見を寄せ合い、懇親会でも活発な議論がなされました。大阪
におけるすてねとの広がりを予感する、有意義な交流会となりました。

「在日ビルマ人による無国籍ワークショップ — 子どもたちの未来に向けて—」での講演

2011年9月25日 13:30～17:00 東京

運営委員 付 月

在日ビルマ市民労働組合（FWUBC）と無国籍ネットワークとの共催ワ
ークショップに、無国籍ネットワークから陳と小田川が講師として参加し
ました。日本に定着した在日ビルマ人の子どもたちは、その出生証明
書の国籍欄に「ミャンマー」と記載されることが少なくありません。しかし、
様々な理由から、ミャンマー国民として扱われず、無国籍状態に置かれ
ているといえます。

このワークショップで、陳は無国籍であった自身の経験を通して、小
田川は法律の観点から、無国籍の問題について講演を行いました。そ
して、在日ビルマの方々より寄せられた子ども達の国籍問題について
の相談に応じるなど、参加者の方と意見交換及び交流を深めました。



UNHCR 主催 難民支援 NGO 年次大会に参加
(2011.6.28 / ジュネーブ)



在日ビルマ人の子どもの国籍と未来について
語り、交流を深めた(2011.9.25 / 東京)



分野・国籍の垣根を越える人の尊厳について
語り合ったサロン(2011.7.18 / 大阪)

今後のイベント・総会のご案内

10月には、大阪と横浜ですてねとカフェ(無国籍ネットワークの交流会)を開催いたします。

無国籍の方も有国籍の方も、国籍問題について関心のある人びとが集まって、楽しくお話をしませんか♪

・すてねとカフェ in 大阪 『無国籍』文庫化出版記念交流会

このたび、無国籍ネットワーク代表・陳天璽著『無国籍』が、新潮文庫として新たに出版されました。そこで、すてねとカフェ in 大阪では、『無国籍』文庫化を祝って、出版記念会を兼ねた交流会を企画いたしました。著者の陳天璽さんを囲んで、おおいに祝い、語り合しましょう！

関西の皆様はもちろん、遠方の皆様もぜひお集まりください！

日 時: 2011年10月7日(金) 1900～2030

場 所: 喫茶美術館 (東大阪市宝持1-2-18)

(近鉄奈良線・河内小阪駅から徒歩13分、
タクシー利用(1メーター)が便利です。)

参加費: 1000円(1ドリンク付き・要予約)

本会の後、引き続き懇親会があります♪

申込先: officer@stateless-network.com まで、件名を「すてねとカフェ大阪」とし、
お名前と人数をご記入の上ご連絡ください。

・無国籍ネットワークと UNHCR 共催シンポジウム

12月11日(日)に国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所との共催シンポジウムを企画しております。

開催予定・詳細については、無国籍ネットワークのHPをご覧ください。
(<http://www.stateless-network.com>)

・すてねとカフェ in 横浜 「李文彪さんの在留特別許可取得に学ぶ」

李文彪さんは、1995年に日本にビジネスで滞在中、国籍取得手続の過程で様々な行き違いから無国籍者となり、在留資格も失いました。以来、どこにも出国することができず、日本で生活してきましたが、2007年に在留特別許可を求めて、入国管理局に出頭。2010年11月に在留特別許可が認められ、在留資格を得ました。李さんには、非正規滞在・無国籍者として経験した苦悩、在留特別許可を得るまでの努力、在留資格を得て1年経った現在の生活などについて語っていただきます。

日 時: 2011年10月8日(土) 1500～17:00

場 所: 華都飯店2階 (横浜市中区山下町166、JR石川町駅から徒歩5分)

参加費: 無料

本会の後、引き続き懇親会があります♪

申込先: officer@stateless-network.com まで、件名を「すてねとカフェ横浜」とし、
お名前と人数をご記入の上ご連絡ください。

・(特活) 無国籍ネットワーク第1回総会

日 時: 2011年12月17日(土) 1500～17:00

場 所: なか区民活動センター

(JR・地下鉄関内駅、みなとみらい線日本大通り駅から徒歩4分)

参加費: 無料

本会の後、引き続き懇親会があります♪

申込先: officer@stateless-network.com まで、件名を「総会参加」とし、
お名前と人数をご記入の上ご連絡ください。



無国籍ネットワーク
Stateless Network

無国籍ネットワークの法人化に合わせて、ロゴも新しくなりました。
「歩く地球」は、国籍に捉われない人のあり方や、国籍を持たないがゆえに、国籍に翻弄されてしまう無国籍者の方々と、共に歩んでいきたいという私たちの活動理念を表しています。

無国籍ネットワーク・ニュースレターNo.1
発行: 特定NPO 法人無国籍ネットワーク、2011年9月30日
編集: 付 月、深水 崇志

特定非営利活動法人 無国籍ネットワーク 事務局
(とつか法律事務所気付)
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町121-7 オセアン戸塚町ビル3階
Tel: 045-489-7321 / Fax: 045-869-0718
E-mail: officer@stateless-network.com
Website: <http://www.stateless-network.com/>